

# 産業技術大学院大学における研究データの保存等に関するガイドライン

27 産技大管管第 1472 号

制定 平成 28 年 3 月 18 日

## 1. 目的

このガイドラインは、産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成 20 年度法人規則第 62 号）第 7 条に基づき、研究データの保存等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

## 2. 定義

(1) このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生または使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。なお、学生の研究活動に関わるデータも含むものとする。

ア 文書、数値データ、画像等の「資料」

イ 実験試料、標本等の「試料」

ウ 装置

(2) このガイドラインにおいて「研究者」とは、産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成 20 年度法人規則第 62 号）第 2 条第 1 項に定める研究者をいう。

(3) このガイドラインにおいて「部局責任者」とは、産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成 20 年度法人規則第 62 号）第 4 条第 2 項に定める産業技術研究科長をいう。

## 3. 研究データの保存

(1) 研究過程における実験等の操作、ログ及びデータの取得の条件等の情報について、後日の利用・検証に役立つような十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

(2) 研究データは、後日の利用・検証に耐えるよう適正な形で保存しなければならない。なお、電子データの保存に際しては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップの作成により、後日の利用・参照が可能となるように留意しなければならない。

(3) 研究データは、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。

(4) 部局責任者は、研究者に対し、研究倫理教育の一環として、本ガイドライン等に基づく適切な研究データの保存・管理等について、教育、指導に努めなければならない。

ない。

#### 4. 保存期間

- (1) 2の(1)のアの保存期間は、原則として、当該研究成果の発表後10年間とする。なお、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合については、部局責任者に協議のうえ、合理的な説明がつく範囲で破棄することも可能とする。
- (2) 2の(1)のイ及びウの保存期間は、原則として、当該研究成果の発表後5年間とする。なお、保存が本質的に困難な場合(例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料)ないしは、保存に多大なコストがかかる場合(例：生物系試料)については、部局責任者に協議のうえ、合理的な説明がつく範囲で破棄することも可能とする。
- (3) 本ガイドラインは、最低限保存する期間を示すものであり、当該研究成果が世界的に極めて顕著な研究成果である場合や長く保存することが可能である場合については、本ガイドラインに定める保存期間にかかわらず、必要に応じ、保存期間を延長できるものとする。
- (4) 研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、その法令等の定める機関に従う。共同研究等外部から研究データを受領する場合において、データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途あるときは、契約等で定められた期間に従う。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物について、配分機関との取り決め等がある場合にはそれに従うものとする。ただし、法令等及び取り決め等に定める保存期間が本ガイドラインに定める期間より短い場合、当該研究データに係る保存期間は、本ガイドラインに定める期間とする。
- (5) 個人情報を含む研究データは、公立大学法人首都大学東京における個人情報の適正な管理に関する規程(平成19年度法人規程第91号)に基づき、個人情報の漏えいの防止とその他適切な管理に努めるとともに、個人情報の取扱いに十分留意しなければならない。
- (6) 本ガイドラインに定める保存期間の終了以前に部局責任者に協議を行うことなく、合理的理由なく故意に破棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

#### 5. 退職等の取扱い

- (1) 研究者は、転出や退職した後も責任をもって、本ガイドラインで定める期間は、研究データを保存・管理しなければならない。
- (2) 部局責任者は、研究者の転出又は退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合に所在を追跡可能としておく、ないしは、バックアップをとって保管する措置を講ずることとする。

## 6. 開示

研究者は、研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データを開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

## 7. 施行

このガイドラインは、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。